

京大本紫明抄
天理本河海抄引用漢籍注考證稿〔帶木〕甲

朽尾武

光源氏物語卷第二 帶木(鷺請抄)

河海抄卷第二 第二 帶木

(1) [帶木] (紫一ナミ。 河二 35 加 245-253 大成五、新釋 33)

「河」すきこともを 逸日本紀 文士多數奇白氏文集

〔考證〕「すき」に數奇を宛てたものとする。色ごのみの行為、情事をいう。

○書紀(三十五) 孝德大化二丙午三月癸亥朔(辛巳) (天理兼右本三十五 3100③。國大太系 232⁴②)

「勿爲放逸。(兼右本) 「放逸」(アキラマツカ) (不實苦行動をすること)

●佛上 49 「逸 アソブスク」

○白氏文集序洛詩(道園本) 四叢古文 15 45 ②。白居易集七十 374 中華。蒙校七十 375
「世所謂文士多數奇、詩人尤命薄」(運命のめぐりあわせ悪く、不運すること)

○管見抄 卷九文集九 序 洛詩（内閣文庫藏）

「世所謂・文士多數奇・詩人在命薄」

○世俗諺文上（古典保存會）

「文士數奇詩人薄命高才不遇可尋見之」

〔宋記本廣〕太將軍青父陰受上誠以為
李廣老數奇注如享曰數為匈奴所敗為奇不獨之也（宋記）○九李將軍列傳四九）泊氏

洛中集序云古人有言曰文士數奇詩人薄命誠哉斯言（亦續臺書類從三下所收）

○色葉字類抄 前田家本下120「數奇」（黒川本113同）

●角川版『河海抄』「數奇」にスキサクキの兩訓を示す。中國における用例には好色の意なし。サクキはスウキの音轉であろう。

(2) [帝木] (紫一24.1.16。河二35.1.3.214。大成五。新釋33)

〔紫〕 やるはいと、世をはゝめまめだち給

・ 犬色在遊仙窟・又皺眉同上

〔犬〕

・ 犬遊仙窟 皺眉同上 直立まことし立

〔考證〕 「よめだ」はまじめうなづかるまい顔をすること。

〔太成底〕 やるはいと世をはゝめまめだち給けるほど（33）

〔河内本〕 やるはいと世をはゝめまめだち給けむほど（11）（以下尾州本）

○遊仙窟

○古娘。娘。色。桂心。日。向來。劇戲。相弄。真成。色通人。(醍醐)。

○娘子。欲似。以。眉。」(醍醐)。

○十娘。佯。收。色。日。」(醍醐)。

○五嫂曰。娘子。把。酒。莫。瞑。」(醍醐)

●僧中絶。「真。感。マヤカ。」僧下絶。「正。道。マヤカ。」(類聚名義抄。以下同)

●黒川本字類抄。「敏。マヤカニ。(中略)。「真成。マヤカ。」實爲同上。(中略)。

(3) [帝木](案一四九引) 河ニナシ 大風(36) 新釋(34) 〔河内本同〕

〔考證〕紫明抄の本文不見。ただし、品定の行わるべ記事があるのでこれを引用しておこう。

〔大成底〕「ややかるよりの雨に殿上にもおもへり入すべし。(中略)女の「れはしもとせんづくましきはやかあるがまと(中略)おひさきこもふらまと(うちなるほとは(中略)人の「なださくもまれぬれば(中略)中のしなば(なほ)」中略そのしなへやいすば」(河内本同)

○日本書紀(二十九、天武天皇(天理兼右本)328 國史大系 328)。

「二年(中略)五月乙酉朔(中略)欲進仕者聽矣。其考選。底。臣。人。之。例。」
同集解。其考選(注)考課令義解謂考者考校功過也選敍令義解謂選者選擇言選

才授官也」(三九三)

○同三九「十一年(甲戌)八月壬戌朔(中略)癸未詔「禮儀言語之狀」且詔曰「凡講應考力選者、
(兼右本三九三)。國史大系365。(集解)」。

●唐·杜佑·通典十三選舉一并序(標點本308①中華書局)

「爰洎唐虞之官人也(中略)論事考言故舉無失德然猶三載考績三考黜陟幽明流
四內族不仁者遠斯則選賢任能之大略也」(黜陟は功あるものを昇進させ、功なきものを退せり)。

●新唐書四十四選舉志下(標點本115)

「初試選人皆糊名令學士考判成有以爲非季位之方罷之」

同「凡秀才上上第正八品上上中第正八品下」(113)。品定の語は和語と考えられるが、この文

はこれに近い

●宋史五七選舉三(標點本347)

「凡學皆錄國子監國子生以京朝七品以上子弟為之。」(甲戌)太學生以八品以上子弟若庶人之僚異者為之。及三舍法行則太學始定置外舍生三千人、內舍生三百人、上舍生一百人。(中略)而三舍考選法乃遍天下。」(三舍考選法)とは宋代の官吏登用試験をいう。初めて太學に入る者を外舍といい、次に内舍に昇進。各人一經を治め毎月試験をし、上舍に昇る。上舍の者は發解(鄉試)に合格すること、禮部式召試を免ぜられ及第する。この法は王安石の實施したもので、學問・人物共に優秀な人物を選ぶことを目的した。角尺の品定は女性の品評であるが、官吏の品定の法と「れども通用しないとするのである」。

〔帝木〕(紫一ナシ 河二35.11.214下) 大成35。 新釋(33.)

〔河〕ながめはれまなきこう 雨林 爾雅曰三日以上曰霖

〔考證〕三日以上雨の降り續くことを霖といふ。

○『爾雅』神宮文庫本南北朝刊中釋天八月名名^{18.9}波古書院。『爾雅註疏』又釋天八、

月名^{18.9}刀和刻本(波古書院)。『初學記』天作淫雨。自氏言陪(一雨三日)注。

「久雨謂之淫」法傳曰天作淫雨。淫謂之霖。雨自三日已上為霖。(神宮文庫本)。

○『初學記』二天子「爾雅」云「雨三日已上曰霖。久雨為霪」(以上松川附訓以下同)。

●新釋字鏡(一雨部五从雨(天治本臨川書店))

「雨澤序助如序ニ反霖也起也。霑也。奈加阿女属也」(霑は澤へながあめの累體

字と考えられる。ただし序助如序の反切表記未詳)。

○『和名抄』一从「霖」兼名^{18.9}泥云「霖三日以上雨也。音林和名奈加阿女今接又連雨又

名苦雨。爾雅註云「霖一名霪。音淫。久雨也」(元和古活字本、臨川書店)。

●『名義抄』法下⁸、「霖」(音)林才カツコシアヌ」(風間書房)

(4) [帝木](紫一ナシ 河二35.9.214下) 大成35。 新釋(33.)

〔河〕うちの御物いみつゝきて

物忌事

○夫以迦毗羅衛國在世界名^{18.9}胡^{18.9}其國中^{18.9}有^{18.9}桃林東西兩北卅六所也。其中^{18.9}有^{18.9}桃木^{18.9}高卅五丈。
叢枝方各^{18.9}并五丈也。其上平^{18.9}之譬^{18.9}如鏡面。其下^{18.9}有一大鬼王^{18.9}号^{18.9}曰物忌^{18.9}其鬼王^{18.9}近^{18.9}他鬼神

不寄就中大通鬼王候百里之内秦間人事由小通鬼王跪千里之外被人入秦間於事由
大鬼神王爰大鬼神王折願言衆生之中若有病苦床役之難者令早差若人有短命者
延其命若有無福者与共福若有可能地獄者故苦難有未證果者令證果如此有利
益六趣之有情持寶名号者若人宅物怪屢現惡夢頻不可蒙諸凶害之時臨其日音名
立門其故他鬼神不令來入但書時讀呪書之時尋得於陰陽靈驗之師書音名令持人
如影可念守護(以上返點附訓す)

(B) 内裏御物忌之時に參籠の人は丑時より参候するや御物忌に御字不書柳枝を二寸は
カリに簡に作て御冠纏にさる或又左御袖に白紙に書て付らる又御殿の御簾ことに付
て但二間に不付之せ又昔忍草に物忌をかきてみすてもつけ冠にもさしける也是は忍草
の一名ことなし草といひつきて用之無事のよし也後撰貴之が哥に
かうすとも立とだちにし我名にはことなし草のかひやすからん 冠にさす故也云々 此が忍草に
裏の白くてサーカキ草也 軒にさすとい常に生る草也

「考證」物忌は齋戒ともい。凶時などにその度合に應じて飲食、行為を慎み外出をひ
かえ、身體を淨め、不淨を避ける。日本においては唐の義淨の著の譯とする本文もある
が出典未詳である。物忌は鬼人の名とするが、これも未詳。明文抄に出典を儀軌
とするので、密教關係の經典が考えられる。

○明文抄 藤原孝範撰 錄倉初期(一二三三頃) 舜書類從三十下 116
「迦毘羅(舊國中有桃林其下有二丈鬼王號曰物忌其鬼王邊他鬼神不寄爰大鬼神王折願
利益六趣之有情寶名名號者若人宅物怪屢現惡夢頻不可蒙諸凶害之時臨

其日書名立門、其故他鬼神不令來入。書名令持人如影可令守護。儀軌（一鑄倉
末期成兵の「一相芥抄）物忌部火（一故叢刊）も出典を「儀軌」としほぼ同文であるので。

从此より移訓す。内蔵本抄の説。河海抄は貞治(年)一三六三前後の寫本時成立。慶添塗壇裏鉢巻四時天文元年(一五三二)成立。臨川書店刊。

「三物忌事△祇園會賀茂祭礼ノ時物忌書云或八帶身或八懸門事アルハ何故ソ
外典ニ無其所由云尤不審也乍去迦陵羅衛國中^ハ有桃林。其下有一大鬼王号^ハ物忌^{シテ}中略人知如影可令守護云云。依之此事成歟」（河海抄の前記の故事^{サレシ}は
捨芥抄^{サカイシヤウ}を念頭にしてゐる。）

「貞丈雜記」十六神佛類之部 伊勢貞丈撰 寶曆十三年(一七六三)以降成立(故叢64)
「物忌と云事は夢見惡きサ又は何ぞ輕き事有て氣に懲る事有時陰陽師に占はれ
ば是は大事の事也幾日が間つゝしめ給」といふ時其日數他所へもゆかず家内に引こもり
居て人にも逢はず謹みて居る也其の間は柳の木を三分四寸削りて物忌と書付て系を付
てしのぶと云草のくさにゆび付て冠にもさし簾にもさし直也白き紙を小く裁て物忌と書く
事も亦しお草の一名称とすし草とも云故用るなるべし禁裏御抄に云御物忌之時物忌
不出御化殿舍中諸事於簾中一有之云々又云以柳造簡三分斗指御冠纏御放本鳥
時御袖書紙と見えたり是は禁中の御物忌を云也東鑑卷云物忌字注札付御簾
云々〔國書〕物忌トハ迦毘羅衛國ノ桃林ニ住ム鬼神ノ名也此鬼神ノ邊リヘ惡鬼ヨ
云々依テ物忌ト書也松竹柳河海抄等ノ說也」
「書記」神武即位前紀三乙未年春二月壬辰朔辛亥 天理叢右本20枚45①。國史大系129。①

「躬自齋戒祭諸神」(書石本)。

●『名義抄』法下39、「齋闇隋反王ノイミ」。法下39、「潔齋モノイミスルキヨマハル」

●『色葉字類抄』下 前田家本1023、「物ニ心モノイミ(中略)施用側皆反精進セ」

(B)『西宮記』、『江家次第等』等に物忌についての記述が見られるが、『河海抄』に『禁秘鈔』を典據に(B)の部分を記述したと考えられる。『岷江入楚』に言及す。

○『禁秘鈔』下 順德天皇撰、順徳院御抄。『建暦御記』とも。建保元年(1212)成立。群

書類從十六抄。故叢『禁秘抄』考註113

「一御物忌 御物忌之時 物不出御他殿舍中 諸事於簾中有之 或出御廣廂不固之時例也。如四方拜雖御物忌或半御東庭於小朝拜不出御是匡房申依敬神明天道也。中略同記。御物忌時初參籠人丑時可參之。或記曰佛名之時丑時公卿追參加名謁此儀同之。(中略)物忌不加御宇以柳造簡計三分寸指御冠纓上御放本鳥時付左御袖書自然也。(中略)御物忌諸陣立札御殿之御簾每間付物忌書紙屋紙外宿人不參御前凡依物忌淺深堅固時殊重也。主上努力不出御簾外每日御拜時不上御簾二間仁王講僧羅外宿或參上直宜參籠殿二間不付物忌」(刀心草の説は何を典據としているか未詳)。

〔餘錄〕迦毗羅衛國 Kapilavastu に尼泊爾南境の地。釋迦の故郷とされる。劫比羅伐窣堵(大唐西域記)、迦維衛(日本起瑞應經)、迦維羅竭迦夷衛國(普曜經)等音譯されている。桃が鬼を避けることは『日本書紀』に伊弉諾尊が「用桃避鬼之縁也」(國史大系129前)と述べられるように桃實にて鬼を避ける風習があつた。明文抄(帝道部下)には

「正月卯日、以桃枝作剛卯杖厭鬼也。常以正月卯日作之。遂精魅方六分、長一寸二分。以金玉犀象作之。貧者以木、以正月上卯日作謂之大剛卯。漢官儀（續類從三下必上）。

〔引〕漢官儀に後漢の應劭撰（今は輯本ある）本であつ。○初學記二十八桃下
「本草云、梶桃在樹不落殺百鬼。（中略）洪衍曰、桃者五本之精也。故厭伏邪氣制百鬼。故今人作桃符著門以厭邪。此仙木也」と記す。○摩訶羅經卷第十五にも「荆楚歲時記等を引いてこのことを述べてゐる。梶桃は冬を経ても果實を落さぬ桃であつて種類ではござらし。」

● 大江匡房の『江家次第』の要詰の註解をして書に次に引く『江家次第祕書』がある。

○『江談次第祕抄』(一)四方拜 故叢書(2)

「御物忌 迦毗羅衛國中有桃林。其下有一丈鬼王號物忌。其鬼王邊他鬼神不寄。爰大鬼神王擔願利益六趣。有情實吾名號者。若人宅物甚屢現。惡夢頻示。書我名令持人々如影可令守護。」(同書御物忌儀)

(5) [帚木] (紫ナシ 河乃抄第16 大成36 新釋36)

〔參照〕

〔河〕 しつらひ 新理 遊仙窟

「考證」しつらいは室内を敷正を飾りつけらること。

○遊仙窟

「喚桂心曰、新理中堂」(醍醐) 「喚桂心曰、新理中堂」(真福) 「喚桂心曰、新理中堂」
〔陽明〕(新は料の異體字。陽明文庫本のトシシラヒは「トシシラヒ」と讀む。又選讀。文意はやし堂を飾り整えること。醍醐寺本の料の音讀は斗の音に引かれて誤讀である)。

● ^四名義抄「法中 24、「折理」シジラフ。清中 118、「繕」シツラフ」
● ^四色葉字類抄「下 黒川本 68 15、「補理」シジラヒ 「折理」同」

(6) [帝木] (紫 25.1.24. 河二 37.2.25. 丁) 大成 34.3. 新釋 (34.3)

〔著〕 おうへ 較了也

執制 日本紀・漸々順和名

治天下 医房卿說・番長異說

治 治也 優也

日本紀云成務天皇四年甲戌
二月始定諸國境各分郡邑
詔曰自今以後國郡立長縣

邑置首即當國之較了者任
國郡之首長是爲中區之蕃
屏

又治 治也 又優 優也

古今第九 中心峯長哥云

とのもの身のつかまつてお
しくもおもほえず

おがむへ云ひて欲源氏物語等に粗末と云ひや 又や、欲といひ云々おもへは各別の義

〔河〕 おこうへ 較了 日本紀 执制 同 或通事 漸々順和名

長治天下 医房卿說 番長實親說 治也 優也

十住論 云是傳弱法劣無有大心非是丈夫志較
日本紀云成務天皇四年甲戌二月始定諸
國境各分得邑詔曰自今以後國郡立長縣邑置
首即當國較了任國郡之首長是爲區之蕃屏
又云較了者 國長也

伊勢物語云またわがければふみはおこうへしがらすこと葉
もじひしきす躬垣假名序云あるしのおこうへしければお
かしく住されたり 中心峯長哥との「もの身のみがさむ
りおこうへしくもおもほえず 此詞日本紀にも色々に
かけり 又伊勢物語大和物語などにも多く在之所に隨て
おこうへなる(う)欲 大略は凡漸などいふ様の詞也 難
一決者欲 清輔朝臣奥義抄「もおこうへは猶すべ

セ此物語にも宮「がへをもおきへへへ」なし給へらはとあり 但おきへへは長々しき
おきへへとは聊がひるべく歎

[考證] 「おきへへ」は下に否定語を伴つて、ほんと、決して等の意と見る。

①『日本書紀』七、四年春二月丙寅朔（天理兼右本30頁）の國史大系の「集解」とある。

「取當國之幹了者、任其國郡之首長。是爲中國之蕃屏也。」（兼右本）。

〔幹了者〕（注）沈次卑義雲傳曰：性嚴酷多幹了。齊文襄作相，以爲稱職。考課令曰：

謹卓幹了者爲上。義解謂幹了者幹強也。了慧也。言強幹慧了自能堪事也。（集解）

〔解〕北史の語義は物事をなしとする意。今集解せ、考課においても同義と考えられる。義解の説だと強慧すなれば強くさとい意とせり。書紀と同義である。北史の例も意志強くさとい意に解釋できないであろうか。『漢語大詞典』に「幹了」を「理事果決了（物事を處理して果敢に決する）意とする。意志強く賢明に事を處理するの解け」書紀にも通用する。「さあや」「

は下に否定語を伴わないと、「ちやん」と「きちんと」等の意となり、幹了の原義に近くなる。すなわちきちんと事を處理する意になる。ガントレットをさすから」と子遷読みだことからの派生語

といつとも考えられるが今のところ證明す（用例）が少い。紫明抄・河海抄に使われてい

る「幹」字は田和漢朗詠集卷末を切口に「幹、空海の龍樹指歸に「幹」等の用例が見ら

れ「幹」の異體字と考えられる。参考ニ蒲周行・瀧川政次郎編『今集解釋義』（國書刊行會）。

②『十住論』（十住毘婆沙論）大正藏三〇四上（聖者龍樹造後秦鳩摩羅什譯）

「是懈蹉法少有大心非是丈夫志幹之言也」（志幹は志のすぐれている者。幹了の例證としての引用であろうが意圖がはつきりしない。あるいは幹之の之を了と誤ったが）。

③『日本書紀』二十三、推古天皇（大理兼右本）¹³⁵。國史大系¹³⁵。④。集解¹³⁵。

「葛御食炊屋姫天皇（や略）幼日額田部皇女。姿色端麗進止。軌制」（兼右本）への「軌制」は「キマリ」の意。ヲサコサに事を起してととのひ亂ふる（日本古典文學大系頭注）の意。

（これも文選讀みの影響か。）

④「軌制」（注）後漢書皇后紀論曰「諸侯僭繼軌制無常章」（甲集解。六臣注法。大遷四十九に同文が見え、劉良注に「言玉室微弱諸侯無尊卑之別章別也」。）（医注刻本）¹³⁶。和刻本¹³⁶（上）章は區別す（わち尊卑の區別）。

⑤『河海抄』引く通事は『日本書記』引く三例とも「通事」（通詞、通譯の意である。「ヲサ」の傍訓を「ヲサル」と誤ったものであろう）。

⑥同じく「禁制」を「モモモリ」と訓んだ例未詳。

⑦「漸漸」順和名とするが「和名抄」の現存本においては未詳。

⑧『萬葉集』五、九四、七、205（新）校本萬葉集¹³⁷（新）。新增補¹³⁸。七、194¹³⁹。新增補¹³⁸。七、194¹⁴⁰。

（新）「漸々」可辨久都保里（『萬葉集本支篇』高書房昭57、初版2刷）。

（底）ヤウヤウニ（『温故堂本』ヤウク）。（萬葉考）ヤ・ヤニ。（萬葉集古義）ヤウヤウニ（新）校本

萬葉集底本は寛永（年版本）同廣瀬本「漸々」（新）。

（新）奥津権漸々志夫乎欲見（同、偏版）

（底）ニハーー（類聚古集）ヤーー。一（温故堂本、大矢本左傍）「シハーー」。一（温故堂本、大矢本左傍）「シハシフラー」（萬葉考）ヤトヲ

シマヲ。一（萬葉集訓釋）ヤ・ヤニコダ「ヤウヤウナゴキ」（同校本萬葉集）（同廣瀬本無訓）

⑨『右義抄』古法上 38 「漸々スコフル」

⑩治天下 医房卿說 出處未詳。

⑪日本書紀¹⁴、神代上(四神出生)。(天理兼右本缺。天理乾元本¹⁵。國史大系¹⁶。集解¹⁷。)
「素戔嗚尊者可以治天下也」(乾元本)

⑫名義抄¹⁸法上段、「治ヲサクシ」(他に佛上¹⁹、「正ヲサクシ」の例あり)。

⑬番長 異説一實親說 未詳。ただし古代近衛府の令人の長を番長といつて、「たゞ」という語の用例として使つたものか。

⑭『續日本紀』十、聖武天皇神龜²⁰年八月甲午(國史大系¹⁴)
「又置中衛府²¹大將一人。從四位上。(中略)府生六人。番長六人。中衛三百人號曰東舍人」

⑮令集解²²職貢令、左兵衛府(古今令集解釋義²³)引用略之。

⑯西宮記²⁴ナニ臨時一諸宣旨「大舍人番長 別當上卿仰下」(改訂史籍集覽編外²⁵36/2)

⑰優^{オサシ} 未詳。

⑱色葉字類抄²⁶中 黒川本²⁷「長ヲサ」 同²⁸「ア一事オサシ 轉²⁹」同

⑲日本書紀³⁰二年、孝德天皇大化二年八月甲午朔戊申 天理兼右本¹⁴。國史大系²⁸。②。
「有民直³¹懷國土之風³²切謙³³」(兼右本)

[餘錄]兩抄の「古今」伊勢物語以下の典據の考證は省略するが、河海抄³⁴が指摘するように、副詞の「そもそも」と形容詞の「まるまる」は區別しなければならない。當該源氏物語の「まさか」は副詞である。岩波古語辞典³⁵は兩者を同一語源としている。源氏³⁶本文では「魁屋、学問とも遊びをもむかぶ」として、「まさか立ちおくれず」(日本古典文学全集)となつてゐるのに

對して釋文では「……ほんと君におくれをとる」となつてゐる。

岩波古語辞典補訂版によると「さうさう」(副)は「アサ(長)を重ねた語。いかにも整然としているさま」とし、①「ちゃんと。ちゃんと。はやばやしく」。②「トに打消の表現を伴つて。めつたじ。うくじ。なかなか以て」という解が施してある。ここに引いた『源語』の例だと②に該當する。ところが『紫明』曰「河海」とも、「さうさう」(形シク)の例(サリガリ)が引かれ、考證に附した番號②「幹」、「長」として事じあたるのにふさわしい。しかも人のかららに立つ人らしい。②「執制(「事を處して乱れず、立ちくしてらる。ちゃんととしてらる。」)の二例が引かれ 同じく「河海」に引く『勢語』の文が用例として用いられており、兩詞には副詞の例がなく、『河海』としては結論として副詞の「さうさう」と形容詞の「さうさう」を區別している。ただ、兩詞は同一語源(長長を重ねた)と考えてよいのである。なお『萬葉集』十四には「春夜の野(春夜ならはり)」と「爭夜(争夜)も寝なへ思故に母(母)にうはえ(うくす(因)寝ていな)。(日本古典文学全集)」と「さうさう」②の例が見られ『日本國語大辞典』『新潮國語辞典』等に用例として用いられてゐる。

(4) [帝木](著)ナシ 河二三七三六二一五 大成36 新釋(著)

〔河〕サだはなる(さあこそ)
頗る 片輪

〔考證〕「さだはなる」「さだわなる」と「か」と記す二系統の本義がある。『サだは』は「片

諸本「サだはなる」「サだわなる」と「か」と記す二系統の本義がある。『サだは』は「片端」の意であり、「サだわ」は「片輪」の表記に該當する。『サだはなる(さあこそ)』の文意

は「み」と「もさ」のがあつてはね。頭注「サたは」は「不完全、見苦しい」。(日本古典文学全集)とする。本文は「サたばなる」とする。この形容動詞について、「日本國語辞典」は「片輪、片輪」の二語を當ててゐる。「片輪」については「發音によるあて字」とする。「片輪」については別の項目を設け、「片(つい)」にさつた車輪の「一方」として「落葉物語」を引證している。「片輪」は車(い)とて不完全であり、「サたわ」の認識があり、「サたわなる」「サたばなる」の二種の本文を生んだのはながろうか。ただし、音韻史の立場から簡単には割り切れない。「サたは」について「岩波古語辭典」に「片端 カタハ不完全の意。ハ物の端の意。①容姿性質などの不完全なこと。不恰好。②不具の所、まじ不具。③不体裁」とし、③に當該本文が引かれている。

●「名義抄」佛下本「頑 カタクナシ カタクナカタクナリ」

●「色葉字類抄」上 前田家本「頑 カタクナシ 黒川本同。(『大漢和辭典』の頑の解によると「じぶい」。③あうが。④かだくま、サだいち。⑤むさぼる。⑥わるい。⑦やばんで無知なもの。⑧あそぶ、だはむれる。どそつ、強いて和解(語)を結びつけるならば ①②サも知れないがさう無理がある。●「名義抄」法下「瘞瘞(瘞) ニ(音)隆 カタハ コニシラレ」(前田家本「字類抄」)「瘞 カタハ」この語の中國古書の原義に「せむし」の意があるので、岩波古語辭典の①②に結びつけることができる。

●「同右法下」瘞 シコナフ アマル カタハ

●「餘錄」「サたはなる」に「頑・片輪を當てる」と明解な答えを出せながら、河海抄當時の語感を微に読み取れるのはながろうが。

(8) [帝木] (紫一ナニ 河二 383 216 70 大成 374 新釋 354)

[河] そ、こ、に、セ 足下 秦始皇本紀曰「足下驕恣淫泆，秦臣士庶皆謙類也。」

〔考證〕 そ、こ、は「対称の人物名詞。親」の人やや田下の者に対する用い。そなた、そ、こもと

〔新潮国語辞典〕と説がれる。「そ、こもと」は「足下」の譯語とも考えられる。『岷江入楚』は「源

詞也 河足下 ソコセ 猶河にアリ 花足下は人をサレフク詞也 頭中將ミシテの給也 そ、こ
に、そ、か、る文はおほくあるらぬ それをみせ給ひへ先づしむよくひらく（キ）と源の一給也」(毛利種野
書院版)と述べる。

○『史記』秦始皇帝紀六(二世紀
三
相與詣殿下閣下足下侍者執事皆謙類』(百衲本)
〔百衲本〕

●『史記桃源抄』秦始皇本紀(桃源瑞仙櫻水汎利忠惠孝著『史記桃源抄』の研究 438 440 原書は文明九年(一四七〇)の成立。)

「問樂前^{シテ}耶^ナ」^{二世}御^モ曰「足下驕恣淫^ハ」^カ秦^ミ臣^{シテ}日^シ秦^ミ臣^{シテ}士庶
「^ハヤ足^トト^タトニ^ハタ^シ」(問樂抄)

●『名義抄』傳上外「下 ソコモト」

〔餘錄〕足下は「大漢和辭典」では「同輩輩に對する敬語。古くは人主に對しても用ひた」とする。
足下をソコと讀んで例は今のところ未詳。

(9) [帝木] (紫一 25 30 223 河二 383 217 52 大成 374 新釋 354)

[案] 「おやまとだちやひもてあがめて おひさき」
「川 窓
れうあととのうちなるほど

・楊家有女初長成 養在深窓人未識 長
恨哥

(河) 崇
あがめて おいやさし まわらまの うらやま
程は
小大 草の生長に未嫁女をだとへだなす

苗同

〔考證〕「長恨歌」の句意をもとに書かれたと

考えての引用である。

●温故知新書「小大」(風間書房刊)、「小大」(「け」「さき、すゑ」の意)、「おひさき」に

當てろには無理がある。植物の芽が鋭く伸びる様をいふことから尖を當てたのである。

●篆隸萬象名義「小大」(「子廉切 鋭也」(29)) 同大「小大」(「子廉反 鋭也」(30))

●會玉篇「小大」(「子廉切 鋭也」(29)) 同大「小大」(「子廉切 小細也」(30))

●『說文解字』(清段玉裁注一下 38 25 40 7 藝文印書館刊)

「小大」(「艸中伸生於田者从人持田」(法)・「倉頡濱日苗者禾之未秀者也」(「おひさき」もれる)とは傍
線に言ふように「和の未だ穂を出していない生ひ先籠れることから當てられたものである。」

○長恨歌(官氏文集卷十二、金澤文庫本 204) 正宗本。宋本 53 26 26 那波道圓本(叢書) 1640

「楊家有女初長成 養在深窓人未識」(金澤本 本重急記念文庫藏 兼誠社刊。(一)の送り假
名はヨコト黙による。摺本は道圓本以下の版本、或は宋本も含む。窓が闇となつてしる)。

○同正宗本「楊家有女初長成 養在深窓人未識」(正安二年へ一三〇〇年月六日寫) トム清心女子大藏 福武書店刊)

(10) [帝木] (第 2622. 河二 38. 大成 38. 新釋 38.)

[案] たゞかだかとをきつたへて

片康・片才 日本紀

〔河〕

かだかと 片才 日本紀 片康

〔考證〕この「かだかと」は和製漢語と考えられる。「かた事」とする本文もある。『日本國語大辭典』に『塵添塙囊鉤』を引き、『新潮國語辭典』に『東大寺諷誦文稿』を用例としている。これ以上の新見はできない。文意は「その才芸の一端を耳にして(頭注)「かど」は才能」(日本古興文學全集)であろう。わざかな才藝、長所をいう。

(大成)かた事と傳蔵原為家著本
かだかとちづけへて心をうこかすともあり(帝木大島本)

●『東大寺諷誦文稿』片才カタカトノ報片贈オクリ物ヲハ
〔改題〕東大寺諷誦文稿の國語學的研究。風間書房刊。

●『塵添塙囊鉤』一サニ改題 片才事 △人コトライフニ。カタカドアルモノト。イフハ。イカナル心ノ カドニヤクアリ。ニモノガメスルモノラ云フ。石カドナドノ。イラメキタルハキドレバ。カドナリト云フ。ニハトリ所アルモノ。ソレヲバカタカドモ云フ。一能アル義セ。〔日本紀〕神襟朗邁不以才
地矜人ト申タリ。オ字ヲカト・ヨムヘキニコソ。〔藤井書店刊。日本書紀。八宣化即位前紀、傍訓は天理兼有本也。國史大系本44。集解10にす。改めた。オを「ガド」と訓む例として引用したものである。〕

●『名義抄』法下 107 廉カトヘ廉にオの意をし。かだかどの「ガド」に當てたのである。

(11) [帝木] (第 2622. 河二 38. 大成 38. 新釋 38.)

〔紫〕 くらゐみかへかくて人けすれ

位卑選殺令 位下也

考證(天成)「むほおなから身は」「みくらるみかへかくて人けすれ」(唐國文等集本)
「みじかし」は身分などが低く、賤しい意。

●『名義抄』佛中「卑ニヤシ・ミシカニ・ツタナシ

●『色葉字類抄』下方角付「卑ニシカシ」この例は想かい意であろう

●『說文解字注』三下205(清段玉裁注)「卑(卑)賤也。執事者从卑。甲」(注)古者尊又(又)而卑ナ(左ナ)、在甲ノ下。甲ノ象人頭、補移切。(甲)はもと由(酒漿を盛る器)には賤い人、由器を掌る卑賤の人。由は田器とも、(賤者)の掌るものであり、賤者をいう。

●『篆隸萬象名義』、「タカ」「卑」補支反、下、婢」

●『會玉英輔』部十七「卑」補支切、下也。湯(釋辭下)天尊地卑

○『標令義解枝本』神、選殺令十三「若職事卑爲行、高爲守」(故叢6、④)

(12)〔帶木〕(第3922下・河3948上・大成39) 新釋39

●『深』「すへにあはへし」とあるべきなり

〔河〕 にきひへしとひ 饋和名 新猿樂記

〔考證〕「にきひへし」(形容詞)は公卿の貴がで

榮えといふ意。『張良楚』「饋云上件の
うほひにけり」仁德

評論貴人も零落の家をほにくとして中品にきく或は文家中の不足をう家のむすめをばた

とふ仍の詞にあづりて原の批判の詞也」とする。

- 『篆隸萬象名義』^三 342 「饒 如燒反多飽益餘」

- 『新撰字鏡』^一 「仰人招反去聲 曜也 饒也 由太介之 尔支波^{アシバ}也」(天治本)

- 『名義抄』^{僧上} 106 「饒饒 ヲタカナリ ニキハフ」

- 『色禁字類抄』^中 黒川本 106 「豐饒 曲豎給ト

- 『世尊寺本字鏡』^三 403 「饒 ウラ音 シエラ音 ニキハフ、アフ、ニタカニ」

- 『焦氏易林』(漢焦延壽撰)「乾之策」「履 宅譽握手、剝地更起。富饒 豊衍、快樂無已」(蒙新抄 24)

- 『深書』^{三十八}、賀琛傳^三、「高祖(梁武帝)(中略)曰授慈貞^ヲ曰(中略)其勳力營產則無不富饒^ヲ、情遊縱事則家業^ヲ貧乏^ヲ」(標點本)^{〔西史中華書局翻〕}②「富饒」は富んで豊饒^{がな}「こと」

- 『一切經音義』^{二十七}、妙法蓮花經第6卷「饒益 上如招反^ヲ 《玉篇》多也、豐也、厚也、益也、餘也」(『玉篇』は梁顧野王撰原本。重編一切經音義中華佛教叢書文獻基金會刊行)この音義は大乘基撰^{唐八〇年}慧忠琳再詳定。

- 同 四十、毗沙門天玉經「饒饗(中略)下遼招反^ヲ 《廣雅》饒、多也、益也、謂豐厚也。《聲類》餘也。《說文》飽也。從食、堯聲。經本作澆、非也」(《聲類》は魏李登撰。)の音義は^{唐玄奘}慧忠琳^{九〇年}撰⁶⁶¹④。

- 『新猿樂記』一還橋德高先贍利木無秀句。(『釋書類從』³⁴¹上九輯)
- 『名義抄』^{佛下} 本 14 「膳 ヲキハフ ヲタカナリ」

●色葉字類抄^上前田家本 39 32 「優ニキハシ膳」 同上 39 33 「膳家一」 同上 44 4 「豐膳」
同^トホラセム

●一切經音義^{十七} 東唐撰^{慧上菩薩問大善權經卷}「膳及上時焰反^{シヤム}《聲類》或作鑑^{ヒタチ}。助也。《字書》足也。謂周足也。」(重編)一切經音義中^古。字書^古。撰者未詳。隋志^古著錄。
○和漢朗詠集^下雜刺史 63 「たがちやべのほりてかれはけむりだつたみのかよじにきわひに
ナリ」(天理本 臨川書局刊)
仁德天皇露林後園勞不行万事三年後延寶^ニ大鷦鷯天皇御製

(33) [帝木] (紫一 34 223. 河ナミ 大成 44. 新釋 44)

[膳] きすすきやべのそらひにこそよはさらめ

・まちまち木いまがれうべにある物をもさかさずとしかわうなや

考證】レ 參照考證稿 桐蓋^(ノ)「おとしめきすきもとめ給人はおほく」

(34) [帝木] (紫一 34. 河二 39 37 311. 大成 44. 新釋 44)

〔河〕御はかけ 大影 日本紀豐玉姫のうのはふきあけせずの尊を(産)給へ時父彦火^ミ
出見尊の火をともして御らんしけりとちり 又側影ホカナルカケ

考證】燃下の源氏の姿をう。「大影」は燈火の光に照らされた姿。

「そひあへぬへる御はかけ」(大成)
御サケ(國本)

●唐杜荀鶴「秋宿臨江驛詩」(宋蜀刻本唐人集叢刊卷一 雜詩引) 上海古籍。子戴佳句
下行旅甚⁹⁵⁵。○和漢朗詠集^下山水³²²。江謡抄注解^{四一五}。全唐詩^{六九二}。標點本。

「漁舟大影」闕處通(全唐詩) 路銘聲夜過山(宋蜀刊本)。

「漁舟大影寒爐浪。驛路銘聲夜過山。秋宿臨江驛。崔顥文庫藏延慶本和漢詠集」
千載佳句以下同一本文。この詩の「大影」は燈火の光。

『名義抄』佛上23、「側ホノカニ」

●『色葉字類抄』上前田家本第「側ホノカニ」

(5) [帝木](紫2628276) 河二39921814 太成公 新釋

〔帝木〕ガーニーとしてもひとりあぐるよの中をまぐりこちる

わざなうねはがみはしもにだすけられしもはがみにす

ひきて事ひうきじやつぶらん

・上以風化下下以風刺上主而論謙言之者無罪

聞之者以戒毛詩序

・上舍淳德以遇其下、懷忠信以事其上史記秦本紀

・上為敬則下不慢 上好讓則下不爭 上之化下

猶風靡草孝經

〔考證〕左馬頭の詞、禮相の事を論ずる場面。

○毛詩天序「周南關雎詁訓傳等へ國風鄭玄注「上以風化下下以風刺上主文而論謙言之者無罪聞之者足以戒故曰風注風化風刺皆謂厲言喻以下略」(十三經古注上編)。詳序と太序、叢新注(5)。毛詩正義「二十三經注疏」論謙は直言せず厲言喻(文)を以て婉曲にいふ

〔河〕がみはしもにだすけられしもはがみにす
ひきて事ひうきじやつぶらん

・上以風化下下以風刺上詩序

・上舍淳德以遇其下、懷忠臣臣以

事其上史記

・上之化猶風靡草

める意)

○世俗論文「一父不慈則子不孝」^{アーチーク}云夫風化者自上而行於下者也。自先而施於後者也。是以父不慈則子不孝。兄不友則弟不恭。夫不義則婦不順矣。父慈而厚子遊兄友而弟敬天義而婦順則天之治民乃刑獄之所繫也。(觀音院本古典存會刊。續群書類。下卷。觀氏家訓。治家。叢新附上。33。觀音院本古移訓)。

○史記^古秦本紀五「繆公任好三十四年(平略)上令淳德以遇其下。下懷忠信以事其上。(標點本 193. 1 「淳德」に互下に對する深い「く」)」。

○孝經 道處未詳

○明文抄^一帝道部上「上之化天下猶風之靡草也。孝經」^{續群書類從下卷。下}(108)

●論語^古顏淵第十二、何晏集解「君子之德風也。小人之德草也。草尚之風必偃」(四叢

卷六十九)
●世俗論文^上「靡風草論」論語「予曰君子之德風也。小人之德草也。草尚之風必偃」^下(觀智院本)

(16) [帝木] (案一ナシ。河二39/2 2/8・大成4) 新釋(413)

〔河〕せはきいの中のあるしとすへき人 適毛詩

國をおもめんと思は、先家を治め家を治むものは先身を治る心也。詩序ニ以一家之事懸一國事といへり。左傳曰「刑于寡妻至于兄弟以御于家邦」注曰「詩大雅言丈夫之教自近及遠也。寡妻嫡妻謂大姒也。」

〔考證〕左馬頭の理相の妻についての論。前の句に續く。狭い家の夫婦とする人の意。

○毛詩鄭箋^古卷三 國風衛伯今(29紙)38行2頁清原宣賢書寫加點 天文四年六月廿一日 浪喜書院
「豈無膏沐誰適為容^{通主}(適也) (避テキスルアルジトヘシテ)

○詩序出處未詳。参考まで次の資料を示す。

●毛詩鄭箋^古卷一 周南關雎詁訓傳第^ヘ毛詩國風鄭氏箋(1紙)28行9頁永正十八年五月六日
「先王之樂也是^ニ以一國之事繫^{ヨリカ}一人之本^{モト}謂之風」

●朱熹『詩經集傳』卷一 國風周南之一(傳)(學術名著1頁)

「使天下後世之脩身齊家治國平天下者皆得以取法焉。」

●周端木賜『詩傳孔氏傳』周南(端木賜字子貢。但し實は明の豐坊の所作といふ。^{叢新}
「身脩而家齊家齊而國治國治而天下平。」

○『春秋經傳集解』卷六 晉杜預注 僖公十九年(古注十三經 5b, 105下)

「詩曰刑于寡妻至于兄弟以御于家邦。(注)詩大雅言大王之教自近及遠寡妻嫡妻謂大姒也。刑法也。」^{〔55360中〕}
(毛詩十六大雅大王之什思齊9b, 104古注十三經參照。大姒は周文王の妃武
・文選卷三十七 曹植「求通親親表」(胡刻李善注 12b, 510。和刻本六臣注 21b, 88下②。參照)
于令升「晉紀總論」(首)胡刻本卷四九 12b, 564。和刻本 21b, 104上③)

「及周之文臣無之字文王亦崇嚴化其詩曰刑于寡妻至于兄弟以御于家邦。(注)善
曰鄭玄禮記注曰宗猶尊也。毛長曰刑法也。鄭玄云御治也寡妻寡妻有之妻大王以
禮接其妻至於宗族又能為政治於家邦也。○向曰(甲略)寡妻嫡妻也御理也言」

文王以禮接其妻，至於宗廟，以爲此政，又能理於家邦」（原訓の外に補註附訓す。『禮記』十四。祭統二十五「宗廟宗廟社稷」（子略（鄭玄注）崇禎本也）（十三經古注本也。）

(17) [帝木] (紫 27 28 22 下 20) 河 34 40 42 48 49 下 20

太成 44 新釋 (好)

[紫] めやへへしきすちとて、

[河] ミテ (は) ミガちにひつ (さ) もか (い) へと (フ) 一

真一也

無美相

又無資相 主人妻遊仙窟

家童子 伊勢物語 真名本

ミテ (は) ミガちにひつ (さ) もか (い) へと (フ) 一
無質相也

ナリ

ナリ

・主人女遊仙窟

参考『名義抄』僧中経「真一感」(感 47)。同『遊仙窟』(醍醐 56)

〔考證〕・眞相そのものが複合語とも考えられるが、もめを複合した疊語であろう。「シカ」にも實用向
きである」の意。『枕草子』や源氏物語以後に用例が見られるが『名義抄』や『色葉字類抄』
等の古辭書には見えない。眞眞の用例未詳。

・「無質相」を「びう (さ) もか」に當てられてるが「質相」であれば質乏しい空虚の意になり、
「びう (さ) もか」、「じやや近」、「ひう」は「美相」、「美粧」等が當てられ、美とい顔立ちの意。

・『色葉字類抄』前田家本下 28 「美操ヒサウ 美好同」

・『蓮步色葉集』408 「美相」

○『遊仙窟』「主 (イ) 人 (イ) 母」(醍醐 23)。「主 (イ) 人 (イ) 母」(島福本)。「主 (イ) 人 (イ) 母」(陽明本)。

○『伊勢物語』眞名本 四「家童子左酒坏差處而」同六。(伊勢物語に就きての研究、校本篇)

〔餘錄〕『岷江入楚』(武藏野書院版一四五)に、「びき」河(海)に字あまた出る。然而て斐曰貧相半
る也。名もはツケ字也。貧相ナト云事にまもどふ事日本の詞也。侘傺もまうと云は侘傺する也。
侘傺口釋志。貞也。離騷上。離騷志余侘傺兮音強窮困乎此時也。斐曰如在ナキト云モ同之と說
く。(純はつれに流む意。鬱悒の意)は枯れの意。

(18) [帝木] (紫 27.10.23.23.) 河(40.8.21.29. 大成 43%) 新釋(44.)

[斐あはつかい]

・淡談だらこあはへへう詞)

(河)あはつかい 淡々しきや 善子之交也
淡如水 善子

考證】なじ事などいと(尾井家本)
「あはつか」の「あは」は淡の意。「サ」は副詞の接尾語。淡はがで間抜けなさ。

●名義物』法上「淡徒敢反アハシアハタヌ」

○『莊子』(南華眞經)卷七 齐象註 陸德明音義 外篇 山木 第三(四部叢刊 23.2)

「君子之交淡若水。小人之交甘若醴。君子淡以親(註)去利故淡。道合故親也(淡)
如字。又徒暫反。小人甘以絕(註)飾利故甘。利不可常故有時而絕。」

●『禮記』卷十七 表記 六二 鄭玄注(三經古注外傳)。『禮記』表記 622 行 波古
『羣書治要』(書陵部本)「故君子之接如水。小人之接如醴。君子淡以成。小人甘以
濃。水相得合而已。酒醴相得則敗。淡无酸酢。淡味也。」(『莊子』『禮記』の淡は淡

白で名利に執着しない意。語源としては「あはつかい」に通底するが、意味としてはひしろ相反す。
●『世俗説文』(觀智院本)『續羣書類從』三十一釋アハタヌ

「淡味之文」莊子云「君子之交也淡若水，小人之交也甘若醴」君子淡以親，小人甘以絕。
彼無故以合，則無故以離。

- 「新撰字鏡」(天治本)「古語」五「五薄」淡「阿波」志輕別する意に用いる。心がうわついていふやう。

(19)[帶木]紫ナシ 河三引外傳 大成傳 新釋(好)

〔河〕ねちけかましき

〔考證〕日本紀 論語云注曰「僕人」口辭捷給數為民所憎者也。又曰「僕」口才也。又曰「僕」人假仁者之色行之則疑。

「山のこのて」さしはの二「おもて」と「もがく」もねちけ人かな。この手柏は大とちと云木。此木葉風にぶかれてあなどるべからず。それを「おもてと云く」あちこちに向て物いひする人に似たる

せり。これをねちけ人といふ。

〔考證〕「ねちけ」がまし」とは心がひねくれている意。日本紀の用例不明。

○論語卷五 公冶長 (魏何晏集解論語立身行令三經者注)。論語注疏上冊本十三經法疏(上)

「子曰」焉用僕。僕人以口給屢增於人。不知其仁焉用僕。(注)孔曰「屢數也。僕人口辭捷給數為人所憎惡。劉宋邢昺疏正義曰」(中略)「僕」口才也。(平略)不知其仁焉用僕者言僕人既數為人所憎惡則不知其有仁德之人復安用其僕邪。(口給は捷給に同じ。言葉の達者なこと。孔は漢の孔安國。口才は辯説巧みな才能。

- 同書卷十六 衛靈公(古注十五68上。注疏碑中。羣書治要卷九論語衛靈公妙行)。

「樂詔舞淫詔。尤舜樂也。盡善盡美。故取之舜樂。放鄭聲遠。倭人(注)鄭聲淫。倭人危惧。能爲人口。便淫亂危殆。故當放遠之也。俱能(元)諸本缺。俱能諸本缺。諸本與異同有。諸本正す。」(うものあつ)。

○『萬葉集』卷十六、三八三六。誘倭人歌一首。校本『萬葉集』十六九〇、十六九一、別冊三編。『萬葉代

臣記』(契沖公全集六)三六(岩波版)。

『代臣記』精撰本

「奈良山乃兒手柏之。兩面爾(中略)六帖云フタオモチ。別校本無爾字。(下略)。兒手柏トハ、我兒ノ手ニ似充柏ナリ。〔中略〕第二十二王下總國房人力哥六千葉ノ男ノ兒手柏トヨリ。六帖ニモ柏ノ哥トセリ。オホトニト云草ヲ云ナトハ用スヘカラズ。〔説(事)〕ナリ。兩面ニトハ柏ノ葉ノ風ニカヘリヤズキテ手ヲ打カヘニヨセテ、倭人ノ口材アルニ任セテ善惡ノ筋ラトホサス。トカク云ヒ成シテ人コマトハスニ論ヘタ(原ヘシ)落句ハ、ネチケヒトカトモト讀ヘシ。〔下略〕」(初稿本に「倭人之友」とかけをと、ねしけひとかもどよめらは誤り)とすら。

『類聚古集』卷十六、三八三六。『倭人之友』(元)ねしけ(下略) (鷹川書店)

『西本願寺本萬葉集』卷十六、三八三六。『倭人之友』(元)ねしけ(下略)

〔餘録〕『萬葉集』諸本の「倭人之友」の倭について、「ねしけ」の訓めに異同はない。